
プロジェクト 収益認識に関する包括的な会計基準の開発

項目 開示（注記事項）に関する進め方の検討の方向性

本資料の目的

1. 第 79 回専門委員会（2017 年 3 月 17 日開催）及び第 357 回親委員会（2017 年 3 月 28 日開催）において、IFRS 第 15 号の開示要求事項の概要及び現在までに聞かれた意見等について説明している（詳細は審議事項(5)-5 参考資料を参照のこと。）。
2. 本資料は、新基準における開示（注記事項）の定めに関する今後の進め方の方向性について、審議を行うことを目的としている。

第 79 回専門委員会及び第 357 回親委員会における審議内容

3. 2016 年 2 月に公表した意見募集文書では、収益認識に関する包括的な会計基準を開発することの意義として、企業により開示される情報の充実を挙げており、以下の記載を行っている。

12. 我が国における収益認識に関する包括的な会計基準を開発し、新たに開示（注記事項）の定めを設けることにより、我が国の企業の財務諸表における財務情報の質が向上することが期待され、財務諸表利用者に便益をもたらすと考えられる。

13. この点、IFRS 第 15 号においては、収益認識に関する開示情報が大幅に拡充されており、同基準に準拠して財務情報が作成された場合、財務諸表利用者の情報ニーズにより応えるものとなると期待される。

ただし、IFRS 第 15 号の開発過程において、同基準における開示要求は、コストが便益に見合わないとの意見が我が国の財務諸表作成者から強く聞かれており、我が国における収益認識に関する包括的な会計基準の開発において定める開示（注記事項）の具体的な内容については、個別に慎重な検討が必要になると考えられる。

4. 意見募集文書に記載したように、新基準において定める開示（注記事項）の具体的な内容については、個別に慎重な検討が必要となるため、第 79 回専門委員会及び第 357 回親委員会においては、以下の項目について説明した（審議事項(5)-5 参考資料参照）。

- (1) IFRS 第 15 号の開示（注記事項）についての欧州連合（EU）におけるエンドースメントの状況
- (2) IFRS 第 15 号の開示（注記事項）についての我が国における検討
- (3) IFRS 第 15 号に関する直近の早期適用事例及び開示の作成に対する準備状況
- (4) IFRS 第 15 号における開示規定、及び意見募集文書、IFRS 第 15 号の開発過程での意見発信、IFRS 任意適用企業への限定的なアウトリーチにおいて聞かれた懸念等

第 79 回専門委員会及び第 357 回親委員会において聞かれた意見

5. 前項の説明に対し、第 79 回専門委員会において、以下の意見が聞かれている。
 - (1) 収益認識に関する包括的な会計基準の開発にあたっては、IFRS を連結財務諸表で任意適用している企業のニーズを考慮し、新基準を早期適用できるように検討を行っているが、新基準の早期適用時点で開示の定めを含めることのニーズは少ないと考えられ、IFRS 第 15 号に基づく開示例が非常に限定的であることも考慮して、開示の定めを早期適用時点における適用を目標にして検討するか、または、強制適用時点における適用を目標にして検討するかについての方針を検討する必要がある。
 - (2) IFRS 第 15 号に基づく開示例は限定的であり、開示する項目に関する有用性の判断は現状では困難であるため、新基準の開発スケジュールを会計処理と開示で分けることが考えられる。
 - (3) 開示については利用者の関心が高いものである一方、作成者にとっては大きな負荷が生じるものであり、検討期間を十分に確保したうえで慎重に検討することが考えられる。また、受注残等の非財務情報で十分に対応できるものもあるため、現行の実務で開示されているものと比べて、新しい開示項目はどのような有用性があるかについて十分検討する必要がある。
 - (4) 日本基準を連結財務諸表及び個別財務諸表で適用している企業にとっては、開示項目が増加することに対する抵抗感が強く、また開示の有用性の判断が困難であると考えられるため、新基準においてはゼロベースで開示の検討を行い、開示項目の目的について関係者の共通理解を形成しながら必要な項目を取り入れるという方向性で検討を進めることがよい。
 - (5) IFRS や米国会計基準において行われる開示を、新基準において定めない場合に

は、その理由を明確にする必要があると考えられるため、網羅的な検討を行ったうえで必要なものを抽出するという進め方をするのがよい。また、新基準における代替的な方法に関する開示についても検討する必要がある。

(6) 非上場企業に対して新基準に基づく開示を要求するニーズは少ないと考えられるが、新基準に基づく開示の定めを非上場企業に適用しない場合には、その定め方について検討する必要がある。

6. また、第 357 回親委員会において、以下の意見が聞かれている。

(1) 開示の検討を慎重に行うことに賛成する。上場企業と非上場企業に対する開示の定めを異なるものにするとも考えられる。また、適用時期については、IFRS 又は米国会計基準を連結財務諸表で任意適用している企業にのみ、新基準の早期適用を認めることや、米国会計基準のように、非上場企業に対する強制適用時期を上場企業よりも遅らせることが考えられる。

(2) 収益の分解の開示については、セグメント情報に類似していることから、開示対象企業を有価証券報告書提出企業に限定することも考えられる。

(3) 開示の定めについては、IASB によるコストと有用性の検討が十分にはなされなかったと考えられ、実務における問題点を見極めるために、検討を遅らせることに賛成する。また、開示項目によっては、それが有用と認められる業種に適用範囲を限定することが考えられる。

今後の方向性の検討

7. 上記の聞かれた意見は、以下のとおり要約される。

(1) 早期適用に向けた新基準の開発においては、主に IFRS を連結財務諸表で任意適用している企業のニーズを考慮する必要があると考えられ、新基準の早期適用時期においては開示の定めを含めることのニーズは少ないと考えられる。

(2) 開示の要否を判断する上では、個々の注記事項の利用者における具体的な有用性と作成者のコストを十分検討することが必要になるが、現時点では、IFRS 第 15 号の適用例が少ないため判断が困難である。IFRS 第 15 号の強制適用時において適用例が公表された後に、有用性とコストの検討を行うことが良いと考えられる。

8. これらの聞かれた意見を踏まえ、早期適用時には開示(注記事項)の定めは含めず、新基準の強制適用時に開示の定めを含められるよう開発を行うことが考えられる

かどうか。この場合、具体的な開発スケジュールは、強制適用時期の検討時に合わせて行う。

9. なお、これまでの審議において、契約資産と債権の区分表示については、開示の検討に合わせて行うとしてきた。IFRS 第 15 号においては、区分表示されていない場合に、契約資産及び債権の残高を開示する（IFRS 第 15 号第 116 項(a)）こととされており、別途、検討を行うこととする。

第 80 回専門委員会（2017 年 4 月 6 日開催）で聞かれた主な意見

- 新基準の強制適用時に開示の定めを含められるように開発を行う事務局の提案に賛成する。強制適用時期の検討にあたっては、開示の議論について十分な時間をとることと実務におけるシステム対応等の期間を考慮する必要がある。
- IFRS 第 15 号の開示の有用性とコストの評価は現時点において困難であり、早期適用時点において、定量的な情報を要求しないとしても、重要な会計方針や適用における重要な判断等の定性的な情報の開示は必要である。
- IFRS 又は米国会計基準を連結財務諸表で任意適用している企業にのみ新基準の早期適用を認める場合には、早期適用時点での開示について検討する必要性が少なくなるが、そのようなことは可能か。
- 個々の注記事項の有用性とコストについては、実際の開示例がなくとも議論することは可能である。

ディスカッション・ポイント

新基準における開示（注記事項）の定めに関する検討の方向性について、ご質問やご意見を頂きたい。

以 上